

令和4年8月10日

## 会計年度任用職員の育児参加休暇の見直しについて（案）

### 1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育児参加休暇の取得期間について、見直しを行う。

### 2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>出産の日後8週間を経過する日まで</u>	<u>出産に係る子が1歳に達する日まで</u>

### 3 実施時期

令和4年10月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。